

岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託契約書【案】

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1 乙は、甲の定める別紙「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託仕様書」により、「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務」（以下「委託事業」という。）を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）を支払う。

（委託期間）

第2 委託期間は、（契約締結日の翌日）から令和6年2月29日までとする。

（契約保証金）

第3 契約保証金は、落札額の10%以上とする。

（指示）

第4 甲は、乙に対して、委託事業の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託事業の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（契約内容の変更）

第7 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（委託料の請求及び支払）

第8 乙は、委託事業が完了した場合は、委託料精算払請求書（様式第1号）及び実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の書類を受領した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託事業の実施の状況がこの契約に適合すると認めたときは、速やかに、委託料を支払うものとする。

（確認及び報告）

第9 甲は、第8第1項の規定による書類を受領した場合において、委託事業の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(損害賠償)

第10 委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(前金払)

第11 甲は、必要があると認める場合は、委託料の10分の3の範囲内で前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとする場合は、委託料前金払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

3 乙は、委託料の全額について前金払を受けたときは、委託事業完了後当該委託事業に係る実績報告書を甲に提出するものとする。

(違約金)

第12 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(遅延利息)

第13 甲は、自己の責めに帰すべき事由により委託料の支払（第11の規定による前金払を含む。）を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(契約の解除)

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（4） その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（通報）

第15 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

（委託料の返還）

第16 乙は、第14の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

第17 乙は、第16の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

（秘密の保持）

第18 乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（関係書類の保存期間）

第19 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和11年3月31日まで保存するものとする。

（個人情報の保護）

第20 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義の解決）

第21 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

委託料（前金払・精算払）請求書

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
氏 名

印

年 月 日付けで契約を行った岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託について、契約書第8第1項（精算払）・第11第2項（前金払）の規定により請求します。

記

1 概算払・前金払の別

精算払 前金払
(該当する方に○を記載すること)

2 請求金額

前回までの 請求金額	金	円
今回の請求金額	金	円
契 約 金 額	金	円

3 振込先銀行名

銀行 店 預金

口座番号

様式第2号（第8関係）

実績報告書

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
氏 名

印

委託業務を完了したので、契約書第8第1項の規定により報告します。

記

1 委託業務名 岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託

2 契約年月日

年 月 日

3 業務の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

課税事業者届出書

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
氏 名

印

下記の期間については、消費税法の課税業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者）となるので、その旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日
至 年 月 日

契約の保証に係る届出書

年 月 日

岩手県知事 様

受託者 住 所
氏 名

印

下記1に掲げる業務については、下記2のとおり契約の保証を付すこととしたのでその旨届出します。

記

- 1 委託業務の名称
岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託
- 2 契約の保証（該当するものに○印を付すこと。）
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保の提供
 - (3) 損害金の支払いを保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
 - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 損害をてん補する履行保証保険契約の締結